

2022年度 東京大学大学院理学系研究科 修士課程学生支援制度（理学系（修士卓越）RA）実施要項

1. 目的

東京大学理学系研究科の優秀な修士課程学生に対して修博一貫の学業を奨励するとともに、本研究科の学術研究の質的レベルの向上を図るため必要な研究業務を委嘱することを目的とする。

2. 委嘱する研究業務

前項の目的を達成するために有益な卓越リサーチ・アシスタント研究業務に従事させる。委嘱された者は、委嘱された研究業務を適正に遂行しなければならない。ただし、授業等に支障のない範囲で行うものとする。

3. 委嘱対象者

2022年度に修士課程2年に在籍する者で、博士進学を目指す者を対象とする。

国際卓越大学院教育プログラム奨励金等（GSGC 含）に申請していたこと及び日本学術振興会特別研究員申請予定であることを条件とする。

なお、休学者、国費留学生（台湾交流協会奨学金含）、リーディング大学院及び国際卓越大学院教育プログラム奨励金等（GSGC 含）受給者、他からの経済支援受給者のうち年間総額100万円を超えて受給している学生を除く。

4. 委嘱期間

4月入学者は2022年5月から開始とし、2023年2月までの連続した10ヶ月間とする。

秋入学者は2022年5月から開始とし、2022年9月までの連続した5ヶ月間。

なお、2021年度の秋入学者の場合は、2022年10月1日から2023年2月までの5ヶ月間とする。（原則として渡日していない外国人を対象外としない）

委嘱開始日は月の初日（1日）とする。

5. 単価・募集人数

月額40,000円、理学系全体で50名程度とする。

6. 申請方法、申請書類及び申請期限

5月1日から委嘱を希望する者は、以下の申請書類に必要事項を記入し、2022年4月22日（金）までに所属専攻事務室に提出すること。

申請書類の入力・アップロード

A) 申請書
B) 履歴書（本人署名、顔写真は不要）
C) 学生証のコピー
D) 給与の口座振込申出書
E) 扶養控除等異動申告書（印不要）※または乙欄処理届出※いずれか1部（今年度、提出済みの場合は不要）
F) マイナンバーの書類1式（過去に東京大学に提出済みの場合は不要） ① マイナンバーのコピー ② 学生証のコピーやパスポート等 ③ マイナンバー 利用同意書 兼 届出書

■提出先

A) B) <https://tara.adm.s.u-tokyo.ac.jp/>

C) D) E) 下記の URL にダウンロードをお願いします。

https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/03JgQAoJccRAGKsB_a6A-ls7MgkxINeQuvXz6AY8YThV

F) 下記の URL にダウンロードをお願いします。

<https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/wMckAAAsIfk6AvR8BhChaYcRFHFdd0WpdiXrEoLuLlNKL>

7. 選考方法

専攻の評価委員会等において審査するものとする。

8. 委嘱者の決定の時期及び通知

委嘱者の決定及び通知は、2022年5月以降に行う予定である。

委嘱者には、研究業務委嘱通知書を交付する。

9. 単価（月額）の支給

2022年5月から開始し、卓越リサーチ・アシスタント研究業務実施月の翌月に支払う。

10. 卓越リサーチ・アシスタント研究業務の報告

委嘱された者は、2023年3月10日（金）までに、卓越リサーチ・アシスタント研究業務終了報告書（様式2）<https://tara.adm.s.u-tokyo.ac.jp/> を作成し、所属専攻事務室に提出すること。

なお、秋入学者で2022年5月から開始した学生は2022年9月末までに提出すること。

11. その他

1) 授業料免除やその他の奨学金、ティーチング・アシスタント（TA）、又はそれに相当する経済的支援を受けていても本制度に応募する事は差し支えない。

この場合、TA等経済支援を受けている制度名、支給機関、現在受給している金額又は受給予定の月額、予定されている受給期間を申請書の該当欄に正しく記載すること。これらの状況を考慮のうえ、各専攻において選考を行うので、記入には注意すること。なお、必要に応じて、応募者本人あるいはその指導教員に詳細を問い合わせることがある。

2) 途中で本制度の資格を喪失した場合又は本人の都合で委嘱された研究業務を中止する場合は、速やかに申し出ること。また、研究業務に対する進捗状況や態様に問題がある場合は、委嘱期間の途中で委嘱内容の変更又は委嘱の取り止めを行う場合がある。この場合も、卓越リサーチ・アシスタント研究業務終了報告書（様式2）を所属専攻事務室に提出すること。

3) 卓越リサーチ・アシスタント研究業務単価（月額）は、税法上「給与所得」の取扱いとなるので、他に所得がある場合は、確定申告など所定の手続きを行うこと。

4) 本制度以外のRA、TA等の所得があり、一定の年収を超える場合は、所得税法上の扶養控除を受けられないことや、親の健康保険の被扶養者から外れる場合があるので、注意すること。

12. その他

予算の関係で、上記内容については変更される場合がある。

2022年4月

本件問い合わせ先

理学系研究科

【在職証明書・源泉徴収票の申請】各専攻事務室

【学生支援に関すること】学務課教務チーム：

kyoumu.s@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

TEL:03-5841-4008【内線24008】

【委嘱に関すること】総務課総務チーム（人事担当）

jijinji.s@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

TEL:03-5841- 8320・4007 【内線 28320・24007】